高石市デジタル技術活用地域活性化事業
委託業務仕様書

１　業務名称

高石市デジタル技術活用地域活性化事業委託業務

２　業務目的

本業務は、ゲームをきっかけとして、観察力・創造力・チームワーク・プレゼンテーション力を養うことで「デジタルを活用した課題解決力の育成」を図るとともに、高石市の歴史などにも触れることで、次世代を担う子どもたちの「郷土愛の醸成」に繋げることを目的とする。

３　委託期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

４　実施場所

高石市内の施設その他本市が指定する場所（アプラたかいし　３階ギャラリーを予定）

５　対象者

小学生、中学生

※ただし、応募者が定員数を上回った場合は、1.市内在住　2.市内の学校に在学　3.その他の順に参加者を決定すること。

６　ワークショップの実施内容

ワークショップは、ゲームソフト「Minecraft（マインクラフト）」を活用し、参加者が主体的に制作・体験する形式でワークショップを開催すること。

※具体的なテーマ、制作内容及びプログラムについては、受託者からの企画提案を基本とし、本市と協議の上決定することとするが、ワークショップの一部又は全部で高石市の歴史・文化の事柄を入れること。また、参加者や参加者の保護者などが施設の回遊・消費を促進する方策についても併せて実施すること。

（1）ワークショップの回数及び時間

令和 9 年 2 月に 6 日以上且つ合計 18 回以上実施するものとし、 1 回当たり 90 分程度を基本とする。

（2）参加人数

定員 450 人

なお、参加人数は同一参加者が複数回参加した場合、それぞれを 1 人として計上し、定員を上回った場合、初回参加者を優先すること。

（3）成果発表

ワークショップで制作した作品について、参加者による発表の機会を設けるなど、参加者の達成感及び本事業の成果を可視化できる内容とする。

7　委託業務の内容

受託者は、前項に定めるワークショップを実施するため、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）企画・運営

ア　ワークショップ全体の企画及び運営

イ　実施プログラム及びタイムスケジュールの作成

ウ　ワークショップ当日の進行及び運営

エ　参加者に対する操作説明及び技術的支援

オ　参加者同士の協働を促すためのファシリテーション

（2）講師・スタッフの配置

ア　ワークショップの実施に必要な講師、スタッフ等の確保

イ　当日のスタッフ配置及び役割分担

ウ　参加者からの質問、不具合等への対応

エ　ワークショップを盛り上げるための方策を講じること

（3）機器・ソフトウェア等の準備

ア　ワークショップの実施に必要なパソコンその他の機器の準備

イ　必要なソフトウェア、アプリケーション及びライセンス等の準備

ウ　通信環境の確保及び必要な設定

エ　機器等の事前設定、動作確認及び当日の管理

オ　機器等に不具合が生じた場合の対応

カ　ワークショップ終了後のパソコンの市への納品

（4）参加者の募集及び広報

ア　参加者募集に必要なチラシ（約 8,000 枚）、ウェブページ等の広報素材の作成

イ　参加者の募集及び申込受付

ウ　本市が行う広報への協力

エ　その他、本事業への参加を促進するために必要な広報・周知

※本市が行う広報については、本市と受託者の役割分担を協議の上、実施する。

（5）会場設営等

ア　ワークショップ実施に必要な会場設営及び撤去

イ　機器等の搬入、設置及び撤去

ウ　会場内の安全確保及び参加者の安全管理

エ　その他、ワークショップの実施に必要な会場運営

（6）参加者管理

ア　参加申込者の受付及び名簿作成

イ　当日の受付及び出欠確認

ウ　保護者等からの問い合わせへの対応

エ　その他、参加者管理に必要な業務

（7）アンケート等の実施

参加者及び必要に応じて保護者等を対象としたアンケートを実施し、本事業に対する満足度、デジタル技術への関心、本市への関心等を把握するものとする。

（8）事業実施報告

ワークショップ終了後、本市に対し、実施内容、参加人数、アンケート結果、制作作品、実施状況の写真等を取りまとめた事業実施報告書を提出するものとする。

8　パソコン等の納品

受託者は、ワークショップで使用したパソコンのうち、５台以上を本市に納品するものとする。

（１）納品するパソコンは、本市が納品後に使用できる状態に設定するものとする。

（２）納品するパソコンには、電源アダプターその他標準付属品を含むものとする。

（３）本業務の実施に伴い受託者が設定したアカウント、利用者情報等については、納品時までに適切に削除又は解除するものとする。

（４）市に納品するパソコンの調達、設定、運搬及び納品に係る費用は、委託料に含むものとする。

（５）パソコン以外の機器等について、本業務終了後に本市が継続して使用することが可能であり、かつ本業務の実施に伴い受託者が調達した機器等については、可能な範囲において本市への納品・引渡しを行うものとする。

9　成果物

受託者は、業務終了後、次に掲げる成果物を本市に提出するものとする。

（１）事業実施報告書

（２）ワークショップ実施記録

（３）参加者数及び参加状況

（４）アンケート結果及び分析

（５）ワークショップで制作した作品等

（６）ワークショップの実施状況を記録した写真等

（７）その他、本市が必要と認める資料

10　経費の負担

本業務の実施に必要となる人件費、講師謝金、会場借上料、会場設営費、機器使用料、通信費、ソフトウェア及びライセンス費、広報費、印刷費、パソコン５台以上の調達費、運搬費、設定費その他本業務の履行に必要となる一切の経費は、委託料に含むものとする。

11　業務実施体制

受託者は、本業務を円滑に実施するため、業務責任者及びワークショップの実施に必要なスタッフを配置するものとする。

また、本市との連絡調整を行う担当者を明確にし、業務の進捗状況等について適宜本市に報告するものとする。

12　安全管理

受託者は、ワークショップの実施に当たり、参加者の安全確保に十分配慮するとともに、事故、トラブル等の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。

事故、トラブル等が発生した場合は、速やかに本市へ報告するとともに、必要な対応を行うものとする。

13　個人情報等の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取得した個人情報について、関係法令及び本市の指示に従い、適正に取り扱うものとする。

また、参加者の写真、動画、制作物等を広報その他の目的で使用する場合は、必要な権利処理及び本人又は保護者等の同意を適切に行うものとする。

14　著作権等

本業務において受託者が本業務のために新たに作成した成果物の著作権等の取扱いについては、契約書に定めるところによる。

なお、受託者が従前から保有する著作物、第三者が権利を有する著作物その他受託者又は第三者に権利が帰属するものについては、この限りでない。

15　再委託

受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。

また、業務の一部を再委託する場合は、事前に市の承認を受けなければならない。

16　業務実施に係る協議

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。

17　その他

本業務の実施に当たっては、関係法令及び高石市の関係規程を遵守するものとする。